平成２９年（フ）第６４号
大阪市港区市岡元町２－３－21　広田マンション303、住民票上の住所堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁８番１号
債務者　エイシアこと　中辻　直司
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保貴彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８号
大阪市東淀川区井高野２丁目５番66号　ピースフリー東淀川　212号
債務者　浜本　建二
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河田　智樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５号
和歌山県田辺市新屋敷町56番地の６
債務者　村井　善通
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中松　村夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第６号
盛岡市前九年１丁目３番35号　エクセルネスト102号
債務者　川村　健一
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　光機
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第９９３号
京都市伏見区桃山紅雪町61番地　レオパレス紅雪南　106、前住所京都府与謝郡与謝野町字滝1367番地
債務者　西原　裕光
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　容子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１号
愛知県あま市篠田小塚18番地
債務者　山田　宗典
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永原　裕也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７１７号
埼玉県越谷市元柳田町３番８号　レオパレスサラトガ204号
債務者　山口　正人
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若生　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５４号
岐阜県高山市本町４丁目42番地
債務者　西野　數茂
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪下　六代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
名古屋市西区押切２丁目８番７号（グレイスヒシダ402号）
債務者　杉浦　久代
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪下　六代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
和歌山県御坊市塩屋町北塩屋2106番地
債務者　坂本工務店こと　坂本　直樹
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長岡健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２８年（フ）第１２０号
山口県山陽小野田市大字東高泊1275番地９（みき薬局２Ｆ）
債務者　山根あつ代
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近本佐知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４２８４号
大阪府大東市三箇４丁目19番９号
債務者　小椋　康洋
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４７３号
大阪府門真市脇田町２番１－805号
債務者　山田　和広
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７４７号
大阪府豊中市桜の町７丁目３番１－502号
債務者　田村　　潤
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８１８号
大阪市都島区都島北通１丁目20番27－406号
債務者　福島はるか
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８３４号
大阪市鶴見区鶴見５丁目８番２－208号
債務者　野田　麻実（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８４９号
大阪府箕面市稲２丁目10番16－305号
債務者　清水　和代
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部